

消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律案参照条文 正誤表

正	誤
<p>○消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）（抄） （所掌事務）</p> <p>第四条 消費者庁は、前条第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務（第六条第二項に規定する事務を除く。）をつかさどる。</p> <p>一～十九 （略）</p> <p>二十 健康増進法（平成十四年法律第百三号）<u>第四十三条第一項</u>に規定する特別用途表示及び同法<u>第六十五条第一項</u>に規定する表示に関すること。</p> <p>二十一～二十六 （略）</p>	<p>【96 頁】</p> <p>○消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）（抄） （所掌事務）</p> <p>第四条 消費者庁は、前条第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務（第六条第二項に規定する事務を除く。）をつかさどる。</p> <p>一～十九 （略）</p> <p>二十 健康増進法（平成十四年法律第百三号）<u>第二十六条第一項第四十三条第一項</u>に規定する特別用途表示及び同法<u>第三十一条第一項第六十五条第一項</u>に規定する表示に関すること。</p> <p>二十一～二十六 （略）</p>
<p>○組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）（抄）</p> <p>別表第三（第六条の二関係）</p> <p>一～六十五 （略）</p> <p>六十六 消費税法（昭和六十三年法律第百八号）第六十四条第一項又は第五項（偽りにより消費税を免れる行為等）<u>の罪</u></p> <p>六十七～九十一 （略）</p>	<p>【105 頁】</p> <p>○組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）（抄）</p> <p>別表第三（第六条の二関係）</p> <p>一～六十五 （略）</p> <p>六十六 消費税法（昭和六十三年法律第百八号）第六十四条第一項又は第五項（偽りにより消費税を免れる行為等）<u>の</u></p> <p>六十七～九十一 （略）</p>

備考 （略）は本正誤においての省略を表す。